

○ 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 取締役等が法第四十条第一項第十号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十七 略</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第九条 法第四十条第一項第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>2 金融庁長官は、法第四十条第二項の規定による通知をするときは</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 取締役等が法第四十条第一項第十号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十七 同上</p> <p>（登録の拒否の通知）</p> <p>第九条 金融庁長官は、法第四十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。</p>

、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

別紙様式第4号（第6条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

日本における住所

氏 名

（通称 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第40条第1項第10号ロに該当しないことを誓約し
ます。

（記載上の注意）

[略]

別紙様式第9号（第9条第2項関係） [略]

別紙様式第4号（第6条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

日本における住所

氏 名

（通称 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第40条第1項第10号イ及びロに該当しないこと
を誓約します。

（記載上の注意）

[同左]

別紙様式第9号（第9条関係） [同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重横線を付した標記部分を除く全体に付した横線は注記による。